

2024年12月13日

各位

当社に対する「輸送の安全確保に関する命令」の発出について

本日、中部運輸局から当社に対して「輸送の安全確保に関する命令」が発出され、当社は再発防止と安全確保を図る命令を受けました。

お客さま並びに関係者の皆さまにはご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件は、2024年8月11日に、川崎～水島航路（福井県敦賀市）で使用する旅客船「第八観光丸」において、船体の亀裂および当該亀裂からの浸水を確認したにもかかわらず、その後の応急処置をもって、同月19日まで運航を継続したことから、海上運送法第19条第2項の規定に基づき輸送の安全確保に関する命令を受けたものです。

当社といたしましては、今回の安全確保命令を厳粛に受け止め、再びこのような事態を起こすことのないよう、監督官庁の指導のもと必要な措置を講じるとともに、法令遵守を徹底し、全社一丸となって更なる安全運航の確保に努めてまいります。

近江トラベル株式会社